

# 「学校・家庭・地域の社会的紐帯」による万引き抑止の 可能性

## —試行モデル事業による課題探求—

(教育学研究科・教育実践高度化専攻) 白松賢

(富山大学) 久保田真功

### A Possibility of Shoplifting Prevention Programs by Promoting Social Ties among School, Family, and Local community: Trial Model Project for Agenda Exploring

Satoshi SHIRAMATSU  
Makoto KUBOTA

(平成 28 年 7 月 19 日受理)

#### 1. 問題設定

本研究は、「学校・家庭・地域の紐帯」に着目した万引き抑止実践の可能性を探求し、課題を明らかにすることを目的としている。

高齢者の「万引き」が社会問題化して久しい。国内では少年の万引き補導数に高齢者の逮捕数がほぼ同数から上回るようになった 2008～2013 年にかけて、「万引き」は高齢者問題としても言及されるようになった。FORTUNE のインターネットニュース(2016. 3. 28)では、高齢者の万引きによる逮捕者割合が 2000 年代に入り、右肩上がりに上昇していることが報道されており、海外においても日本の高齢者犯罪への関心が高まっている。

この問題化のプロセスの一方で、依然として「万引き」は「少年による軽微な犯罪」というイメージが強い。このイメージは、「万引き」の社会問題化の過程と深く関わっている。1970 年代末から 80 年代にかけて、特に少年犯罪の第三の波と呼ばれたピーク(1983 年頃)に、「万引き」は少年犯罪の象徴であり、遊び型非行と定義された。このまなざしは、日本では広く受容され、「万引き」は少年達によるゲートウェイ犯罪と考えられてきた。このことは、「万引き」に対して、「軽微な犯罪」という社会的なイメージが組み込まれてきたことを示す。

少年犯罪・高齢者犯罪に占める万引き犯の割合が高止まり、あるいは増加傾向にあることを鑑み、こういった「軽微な犯罪」というイメージの再考が求められつつあ

る。その背景には、「出来心」とはとても見做すことができない窃盗案件も増大しているという問題がある。例えば、「組織的犯罪」（プロの窃盗団による窃盗転売案件、チームプレイ型少年犯罪）、多数回補導・逮捕者の問題などがあげられる。このような状況下で、万引き防犯に関する対策上の変化が生じてきた。第一は「万引き」への社会的対応の厳格化である。2010年前後より、「万引き」の全件通報が推奨されるようになる（例えば、愛媛県警察本部「万引き防止ガイドライン」平成23年3月）。これまで、被害店舗では「説諭」「損害賠償」等により、店舗内の対応ですませるケースや、学校では店舗での説諭と保護者への説諭ですませるケースなどもあった。しかしながら、「万引き」を抑止するためには、実質的な被害の在り方や犯罪者の検挙に向けて、実態把握が極めて重要である。このことから、被害届の簡素化により、全件通報が行いやすい環境整備も行われつつある。第二は、「万引き」の法的厳罰化の啓発である。「万引き」に関しては、「罰金刑」としての執行や「万引き＝窃盗罪」というイメージの広報が強くなされるようになった。全件通報ともあわせて、「万引き」は「出来心」犯罪ではなく、多面的な犯罪であり、規範意識のさらなる啓発が求められてきている。

確かに、これら「万引き」への社会的対応の変化（厳格化と厳罰化）は、「失いたくない生活」のある人々には一定の啓発効果をもっているだろう。また万引きロスにより苦難を強いられている店舗にとっては、ある種の期待がある。しかしながら、伊藤（2016）が万引きGメンの経験から指摘しているように、「貧困」「社会的孤独」という問題を抱える高齢者にとっては、罰金刑が課されることによって経済的困窮のループに陥り、かえって「万引き」にライフラインを頼らざるをえなくなる可能性がある。少年にとっても、万引き補導・逮捕後、一緒に謝罪をし、反省を促してくれる保護者や情緒的な支援者（教師や保護司等）がいない場合、「犯罪者という烙印」により、二度と戻れない学校生活を意味する可能性もある。すなわち、厳格化・厳罰化による対応や啓発は、損失リスクに基づいたものであり、「失いたくない生活」のない（あるいは希薄な）人々をさらなる苦しい生活に追いやる、あるいは社会的に排除することにもつながりかねないのである。ここで重要なことは、厳格化・厳罰化によ

り啓発と摘発の強化が強調されていることに比べて、「万引きをしにくい、万引きをさせない店舗づくり」に関する研究があまり行われていないことである。本研究はこの課題を出発点とした。

## 2. 「社会的紐帯」への着目

本研究が、「万引きをしにくい、万引きをさせない店舗づくり」を検討する上で、「社会的紐帯」に着目した理由を説明したい。

先に示した現状から、「万引き」に関する社会的コントロールの研究は極めて重要であり、1)啓発による抑止、2)店舗による抑止、3)万引き補導・逮捕者への処遇（再犯防止）が研究上も対策上も、重要なテーマとなりつつある。

本研究では2)店舗による抑止の在り方に着眼しているが、店舗においては、ハード面による抑止対策（防犯カメラ、防犯タグ等による発見率100%による未然防止）を目標とする方法とソフト面による抑止対策（声かけや防犯ボランティア等）による方法がある。ロスプリ（ロスプリベンション）の観点からビジネス上は、ハード面による抑止対策が近年のトレンドとなっている。しかしながら問題は、大手チェーン店のような資本投入のできない中小企業や個人店舗にとってはハードの導入自体が死活問題になりかねないことにある。そこで、本プロジェクトで参考としたのは、香川大学教育学部研究チームが社会的実践として行った「店舗における店員の声かけ実践」である（大久保・時岡・岡田編2013、291-325頁）。モデル店舗において、「かごはいかがでしょうか?」「いらっしゃいませ」といった店員と顧客の社会的絆を醸成しながら予防する「ゆるやかな対策」である。このソフトの中でも「ゆるやかな対策」は、店舗のサービス力を高めながら、万引きロスを減少させる方法として、他店舗への水平展開の可能性を示している。この「ゆるやかな対策」は興味深い先行実践の一つであり、本研究プロジェクトが「社会的紐帯」に着目した第一の理由である。

いま一つが、愛媛県新居浜市のNPO法人（守ってあげ隊：通称GPM：本稿ではGPMと省略して記述）の取組みである。2004年新居浜市立角野中学校PTAから始まった地域安全活動が原点で翌年NPO法人となった。「見せる防

犯」「親がやらねば誰がやる」「ふだん防犯いざ防災」をキーワードとして、愛媛県第1号の青パト隊登録を行い、市内PTAの保護者を中心に、青色で統一したユニフォームシステムを導入している。青色のユニフォームで町中を巡回し、少年らの問題行動による加害行為や連れ去りなどの被害の両側面から、未然抑止を第一義として活動を行っている。平成16年は奈良県において小学1年生の女儿を連れ去り、被害者の保護者へ画像を送信するなどした上、殺害するという凄惨な事件が起こっている（通称「奈良女儿殺害事件」）。警察庁のデータによると、この年、少年の「略取・誘拐」被害件数は、252件おこっている（警察庁「平成16年の犯罪情勢」平成17年6月）。この当時のGPMの中心メンバーによると、活動の広がり、平成16年に起きた「奈良女儿殺害事件」を発端としている。この時期、連れ去り被害の抑止の機運が高まっていた状況であったという。この活動は、子どもたちの見守りを中心に行われていたが、見守り活動前後に、青色ユニフォームを着用したままスーパーなどで買い物をしたり、子どもたちの集まる場所での見守り活動をしたことにより、地域の全体的な防犯活動につながっていた。具体的な効果としては、青色ユニフォームで買い物や見守りを行う人が集まるショッピングセンターでは平成18年度、万引き件数が前年比で7割減少した<sup>(1)</sup>。

こういった対策は、近年注目されるソーシャル・キャピタル概念（Putnam 訳書 2006、松川・立木 2011、志水 2014 等）の考え方に近いが、犯罪に関して地域のネットワークへの着目は、コントロール理論（Hirschi 訳書 1995）や割れ窓理論（Kelling and Coles 訳書 2004）などに見られるように、伝統的で一般的である。ただ「社会的紐帯」に着目をおくことは、「ある種の社会的紐帯を創出すれば、防犯や学力が向上する」という幻想を生みやすいが、単純化して捉えるべきではない。Bourdieu（1986）が指摘するように、むしろ、この概念は、ネットワークの所有による資源の不平等を示しているにすぎない。例えば、アメリカのある地域では不動産会社が教育委員会に寄付を行い、地域の教育予算を増大させることで教育成果を高めることや地域の税金が多いエリアでは警察官の給与を高く設定し防犯対策に力を入れることなどが行われる。これらの場合、ある地域でみれば、ソーシャル・キャピ

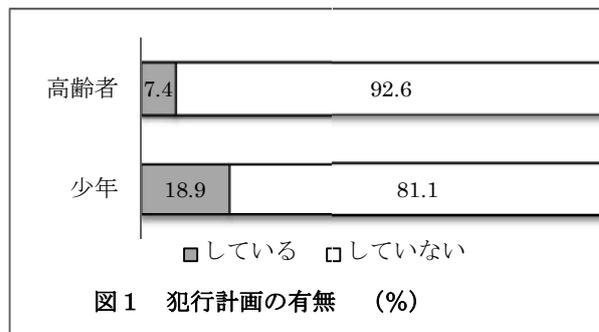
タルを増大させることにより、成果が高まっているように一見見えるが、実際には、地域財の格差構造を固定化し、再生産しているにすぎないともいえる。すなわち、「資源の不平等を土台とした階層構造の変革に着手しないままでは、ソーシャル・キャピタルの創出も開発への適用もありえない」（渡部 2011、147 頁）。

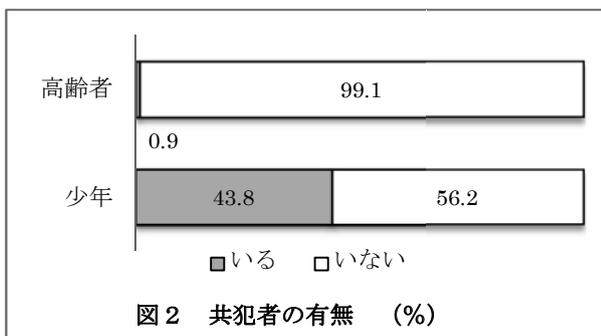
きわめて重要なことは、「社会的紐帯がすでにある／ない」ではなく、どのような社会的実践において「社会的紐帯」がどのように捉えられたり、期待されたりするか、ということをまずは丁寧に検討することである。そこで本研究では、香川大学研究グループや新居浜の事例を参考に、「店舗」のできる「社会的紐帯」の社会的実践の可能性を参考に、この問題を検討することとした。

### 3. リサーチ・ベースド・リスク予測

本研究では、X 県警察本部の実施した無記名式アンケート：少年被疑者調査（X 県内において第1次調査：201X年10月から201Y年2月と第2次調査：201Y年10月から201Z年2月：約90名：20歳未満）と高齢者被疑者調査（X 県内において第1次調査：201X年10月から201Y年2月と第2次調査：201Y年10月から201Z年2月：約110名：65歳以上）のデータを分析した<sup>(2)</sup>。この調査結果から、「店舗リスク」を分析した結果、①犯行の計画性、②対象商品と所持金の有無、③犯行のリスクタイムの3つに着目する必要があることが明らかとなった。以下、調査の結果を簡単に概観しておきたい。

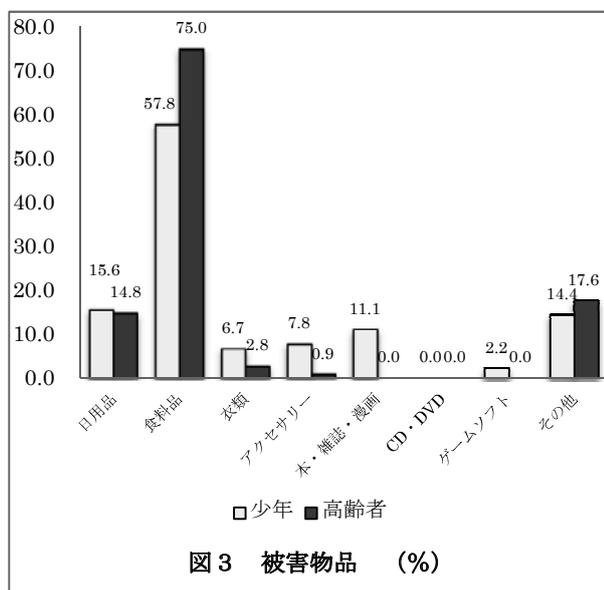
第一に犯行の計画性であるが、少年の犯行が比較的計画的・組織的であることに対して、高齢者の犯行は偶発的であることが明らかになった（図1、図2）。





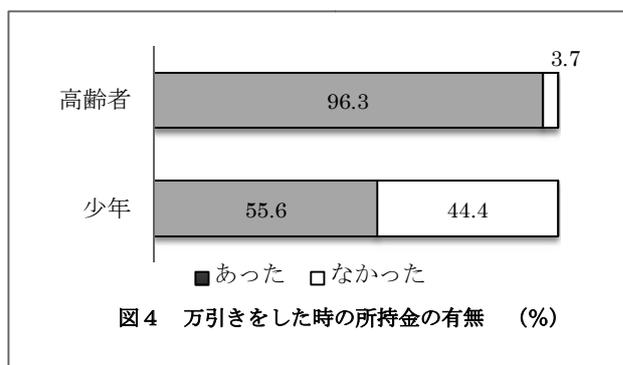
高齢者（約9割）も少年（約8割）もともに、事前準備をして犯行に至っている訳ではない。万引きを決意した時期を尋ねた項目においても、「店に入った後」が少年で約50%、高齢者で約90%であった。一方で、少年の場合、約4割は共犯者を伴っていることに比べて、高齢者の99%が単独で犯行に及んでいることが明らかになった。このことから、①少年も高齢者も多くは、店舗における万引きの容易さに起因した状況判断型の犯行となっている可能性が高いこと、②ただし少年では、一定数の割合で、計画的・組織的行為として万引きを行っている可能性が高いことが明らかとなった。

第二は、対象商品と所持金の有無の分析結果である。図3（被害物品）に示されるように高齢者では食料品と日用品が多くを占めているのに対して、少年では「衣類」「アクセサリー」「本・雑誌・漫画」「ゲームソフト」が一定数いることがわかった。加えて被害額を検討した結果、少年も高齢者も1000円以下の物品が最も多いものの、少年では5000円を超える高額万引きを行っている者が20%強いる一方で、高齢者では1000円から5000円未満が5割強存在した。このことから、少年では、食料品及



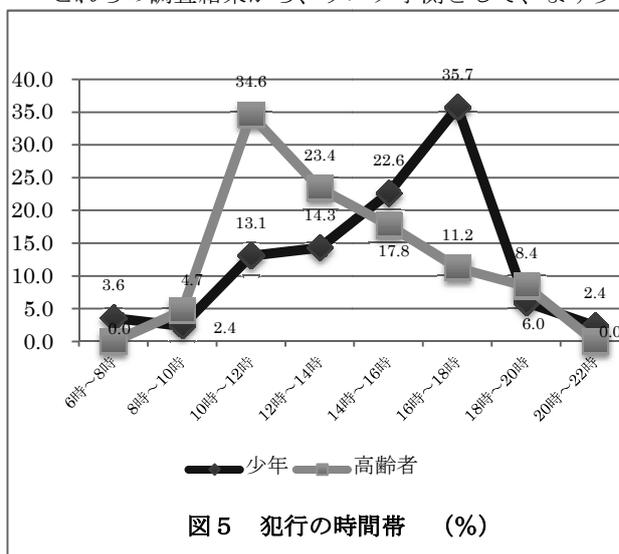
び日用品・高額商品の万引きリスクが高く、高齢者では、食料品及び日用品リスクの高さが明らかになった。

図4は万引きをした時の所持金の有無を分析した結果である。少年の場合、4割強ほどが所持金を持たずに万引きを行っていることから、友人との交遊や暇つぶしの店をうろついている際に、犯行に及んでいる様子が窺える。この結果と①の結果を重ね合わせると、少年の万引きに関しては、「遊び型万引き」というよりも「街ブラ系万引き」という犯行のスタイルが推察される。一方で、高齢者の場合、ほとんどが所持金をもつての犯行であり、「財形不安節約型万引き」「状況依存的偶発型万引き」というスタイルが浮かび上がってくる。



第三は、犯行のリスクタイムである。図5は、犯行に及んだ時間帯である。高齢者では、10時から12時のリスクが最も高く、少年では16時から18時のリスクが最も高い。曜日については、少年で土日が最も多く、高齢者では金曜日が最も多いという結果であった。「店舗による声かけ」であったとしても、防犯ボランティアによる見守り活動であったとしても、リスクタイムを中心とする対策が必要になると考えられる。

これらの調査結果から、リスク予測として、まず少年



の場合、一定数、計画的・組織的行為がみられることから、複数で店内にたむろしたり、ぶらついている子どもたちへの声かけが重要である。特に平日の16時～18時及び日曜日のリスク率が高い。

次に高齢者の場合、単独で犯行に及んでいる者が多いことから、一人で買い物をしている方を中心に、平日の10時から12時のリスクタイムでの声かけがポイントとなる。

少年と高齢者に共通することであるが、計画性が少なく、店舗に入った際の状況判断から犯行に及ぶ者が多いことから、社会的実践として、リスクタイムを中心とした「見せる防犯」がリスク低減につながると考えた。

#### 4. 試行モデル事業の目的と具体的内容

社会的実践は、Try and Error を重ねながらよりよい改善策を導くことが必要となる。しかしながら、ほとんど検討されていない社会的実践を突如行うことはかなり困難である。そこで、本モデル事業は、X 県警察本部・2店舗との打ち合わせを重ねる中で、次のような社会的実践のモデル試行を実施することとした。この活動の目的と具体的な内容は、以下の通りである。

第一に「買い物をしながらできる見守り活動」というタイトルで、「子どもや高齢者の見守り活動」による「見せる防犯」として実施した。防犯のボランティアについては、地域のまちづくり活動や見守り活動をしている地域の方、店舗のある地区のPTAの保護者、大学生等をお願いした。店舗に張り出したポスターには、「近年、子ども・高齢者を狙った犯罪と同時に、子ども・高齢者による犯罪が社会問題となっています。被害者も加害者もうまない街づくりの一環として、1ヶ月間、試験的に店内にて見守り・防犯ボランティアを実施します」と記載して、見守り・防犯ボランティアを実施していることを告知した。

第二に、「あいさつによる声かけを伴う防犯活動」とした。「店舗における万引きを発見すること」を意識した場合、誤認によるトラブルや保安員の活動の阻害につながりかねないため、活動誓約書を用意し、「万引きその他の迷惑行為を見かけた場合、その場でお客様に声をかける

ことはせず、店側（店舗受付）に情報を伝えて下さい」との文面を入れ、誓約書にサインをしていただくこととした。

第三に、本モデル試行の目的は、この社会的実践において、どの程度のボランティアが参加し、どの程度の活動を行い、どのような感想を持つかを検討することにあつた。また、本事業に関わり、店側の好意で10回参加した場合、500円の金券をお礼として提供していただけることとなった。このため、店舗の受付に、参加日時及び氏名を記入する用紙とボランティアスタンプカードを用意した。

第四に、活動時間については、できるだけリスクタイムの10時～12時と16時～19時を中心に活動していただくようお願いした。この時間帯は、店舗にとっても活動ボランティアにとっても、買い物の多い時間帯であり、双方にとって互酬性の高い時間帯であると判断した。

本社会的実践の試みは、「買い物しながらできる見守り活動」として、「贈与としてのボランティア」と「市民労働」（仁平 2011）の狭間の可能性<sup>(3)</sup>を検討することを目的としている。そのため、この事例が一定の成功をおさめるとするならば、各店舗における多利用顧客を中心とした「ボランティア登録」を通して水平展開が可能となることを期して構想した。

#### 5. 試行実践の実施状況と課題探求

試行実践は2010年の秋期に1ヶ月実施した。実施した店舗はいずれもチェーン展開しているスーパーである。この活動におけるボランティアの登録数及び参加者数（活動率＝参加者数÷登録者数×100）は、表1に示す通りである。

表1 ボランティア登録数及び活動者数

X店舗	大学生	保護者	Y店舗	見守り隊等
登録者数	19名	21名	登録者数	34名
参加者数	12名	19名	参加者数	18名
活動率	63.2%	90.5%	活動率	52.9%

事前打ち合わせについては、県警の担当者とともにX店舗Y店舗それぞれで1回実施し、詳細の打ち合わせを行った。また受付の担当者への説明を開始日に実施した。

ボランティアの登録については、中心的な活動を依頼できる方に、ボランティアへの呼びかけを行っていた

いた。Y 店舗に関しては、ボランティアに協力いただける中心者を対象に、集会型の説明会を1回行い、X 店舗では中心的参加者に個別に説明を行った。その後、中心的参加者にコーディネーター的役割を担当いただき、信頼できる知人のスノーボール形式によるボランティア登録の呼びかけをお願いし、誓約書をもとにした活動説明を行っていただいた。なお、店舗の協力を得て、1回目の参加時に受付で再度注意事項と具体的な見回りの内容を書面にて確認していただき、参加登録を行っている。

活動誓約書へのサインや登録時の説明等を丁寧に行ったのは、先述した GPM の活動を参考にしたためである。不明なボランティアが参入することは、見守られる側の安全を脅かす可能性や店舗側の不安につながる可能性がある。そこで、ボランティア個々人の認識ができるように、丁寧な手続き上の配慮を行った。

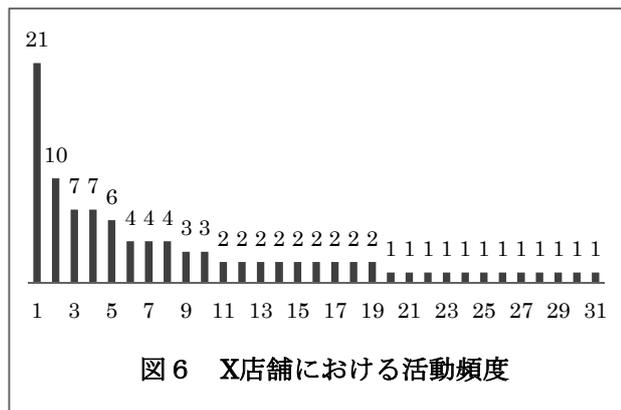


図6は、X 店舗における活動の頻度を示している<sup>(4)</sup>。複数回活動した参加者が31名中19名であり、4回以上参加した参加者が8名であった。10回以上参加した参加者は2名であった。

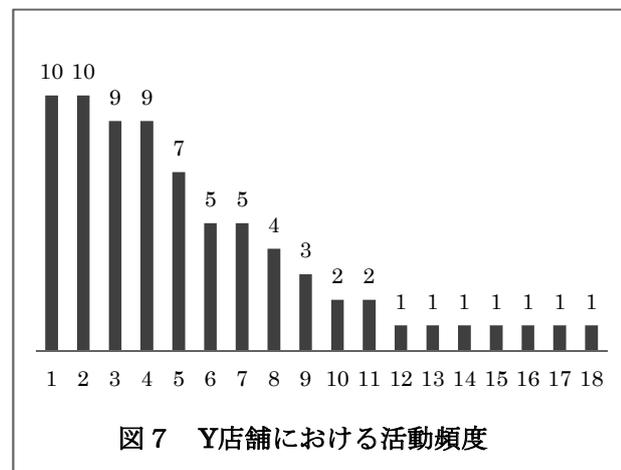


図7は、Y 店舗における活動頻度である。複数回活動した参加者は、18名中11名であり、10回以上活動した

参加者は2名であった。

この結果、X 店舗及びY 店舗とも、10回以上参加者が2名であった。当初各店舗5名程度は参加する可能性を推測していたが、10回で500円の金券を目的とした互酬性による参加動機よりも「純粋贈与」としてのボランティア活動として参加した参加者が多かった。

その理由としては、大学生についてもボランティア活動の経験の多い大学生を活動参加者に選んでいたこと、PTA の活動での奉仕経験を体験している保護者、地域の見守り隊等の活動に参加している人を中心にしたこと、などが考えられる。一方、ボランティアの多くが、純粋に活動に参加できる日時に参加したことにより、21回から1回という活動頻度のバラツキが生じている。

そこで活動参加者数名へのヒアリングをふまえると、次のような特徴が窺える（活動参加中及び活動参加後のヒアリングより）。

- ①普段から店舗を利用している人の参加頻度が高く、説明会参加者及びコーディネーター役割の参加率が高い。
- ②どちらも5名程度の参加頻度が高く、半数程度が1〜2回の参加にとどまっている。2割程度は、中心的参加者になる可能性が高い。また、「10回で500円の金券」というお礼は、互酬性の対価というよりも「自らの活動実績の見える化」として機能している。
- ③大学生・高齢者の場合、普段のボランティア活動に参加している者ほど、活動頻度が高い。

また店舗側からは、積極的な声かけをしてくれたボランティアに対する感謝の声があった。

このような成果や特徴が明らかになったと同時に、様々な課題も明らかとなった。

第一に、活動参加制限と自由参加制度の問題である。このたびは1回に活動できる人数を両店舗とも制限しながらも、買い物ついでにいつでもできるという自由参加制度を同時に導入した。このため、ある参加者にとっては「すでに誰かがしているかもしれないので、あえて自分が行く必要はないのではないか」という行動規制につながっていた。この問題を解決するために、中心的参加者の曜日時間指定制度を導入することが考えられる。この場合、一定の日時のリスクタイムの見守りボランティ

アの数が最低限保障されると考えられる。

第二に、見守りボランティア未経験者への配慮である。X店舗に立ち寄った際、「腕章をつけて買い物をしているだけで、声かけをしていただけない」「二人で話しながら回って声かけをしていただけてないのではないか」という声があった。X店舗では、見守りボランティア未経験者を大半としたため、声かけの抵抗感が強かった。地元の防犯協会・防犯ボランティア・少年サポートセンター職員等と連携し、例えば、見守りコーディネーターを委嘱し、協力していただくなど、ボランティア側の不安に配慮する必要がある。

第三に、店舗における店員（アルバイト含む）の理解の差があげられる。ボランティア参加者からは、店舗店員からの声かけがないことを不安に感じる声があげられた。この問題に関しては、香川大学教育学部共同研究チームの「店員による声かけ」の実践を同時に実施することで、効果が高まると仮定される。

第四に、見守りボランティアの「見える化」の問題である。数名のボランティアが声かけした際に、「不審者に間違われた」という声があった。今回の活動では、腕章のみであったが、例えば、カゴに大きく「見守り防犯中」といったカードを下げて、声かけが防犯によるものであるという「見える化」を行い、お客様に理解しやすい方法の導入が必要であった。

第五に、受付方式による店舗の業務負担の増大がある。秋期、お歳暮の申し込みや通常業務での受付作業時に、受付での参加記録を行うことは、受付の負担を大きく増大させる結果となり、店舗には大きな迷惑をおかけすることとなった。タイムカードの導入や参加カードの投入等により、受付の負担を減らすように改善する必要がある。

本社会的実践の試行により、様々な課題が見つかるのみでなく、改善方策も同時に明らかになった。このことが大きな収穫であり、今後の社会的実践の参考になることを願っている。なお最後になるが、本社会的実践に協力頂いたX店舗及びY店舗の皆様、ボランティアに参加いただいた皆様、X県警察本部の担当者の皆様に、深く感謝の意を表して、稿を閉じることにしたい。

付記

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number:15K04286

(Grant-in-Aid for Scientific Research(C))

註

- (1)<http://nihama-kyodo.jp/modules/tinydl/content/19-dantai-posuta/GPM.pdf>を参照されたい。
- (2)アンケート調査は、調査目的・意義・方法・個人情報保護についての説明を行った上、任意の自由意志によって研究協力を得る方法をとっている（X県警察によるアンケートの実施）。この方法は、田中・田中1996の研究や、大久保ら2013による香川大学と香川県警察の共同研究の方法を参考として研究上の倫理的配慮を行った。
- (3)この狭間の可能性とは、「純粋な贈与としての関わり可能性」（10回しなくてもよいし、返礼を断ることができる制度）と同時に多様な互酬性の可能性の担保（10回を区切りに活動することに動機をもつこと）を保証することを意味している。
- (4)図6図7の縦軸（Y軸）は個々の参加者の参加頻度であり、横軸（X軸）は参加者ID番号を意味している。従って横軸（X軸）参加者ID番号の最後の数が参加者数を示している。

#### 引用・主要参考文献

- Bourdieu, Pierre, 1986, “The Forms of Capital,” Richardson, John G., ed., *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*, New York: Greenwood Press, pp.241-258.
- Coleman, J, S, 1988, “Social Capital in the Creation of Human Capital,” *The American Journal of Sociology*, 94, pp.95-120.
- Hirschi, T., 1969, *Causes of Delinquency*, University of California Press, (=1995, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて』文化書房博文社)。
- 伊藤ゆう 2016, 『万引き老人 —「貧困」と「孤独」が支配する絶望老後—』、双葉社。

- 柏木智子 2002, 「学校と家庭・地域の連携に関する一考察—子どもへの効果に着目して—」『日本教育経営学会紀要』44, 95-107 頁。
- Kelling, George L and Catherine M, Coles 1998, *Fixing broken windows : restoring order and reducing crime in our communities*, Free Press(Reprint), (=2004 大塚尚他訳 『割れ窓理論による犯罪防止 : コミュニティの安全をどう確保するか』、文化書房博文社)。
- 久保田真功・白松 賢 2013, 「少年の万引き行為を深化させる要因の検討—初めて補導された者と 2 回以上補導された者との比較をもとに—」『生徒指導学研究』12, 38-48 頁。
- 松川杏寧・立木 茂雄 2011, 「ソーシャルキャピタルの視点から見た地域の安全・安心に関する実証的研究」、『地域安全学会論文集』、NO. 14、27-36 頁。
- 仁平典宏 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉 —〈贈与のパラドックス〉の知識社会学—』、名古屋大学出版会。
- 大久保智生 2013, 「香川県における万引き防止対策に関する一考察 —個人の規範意識の醸成から社会全体での万引き防止へ—」『心理科学』34(1), 39-52 頁。
- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼 2013, 『万引き防止対策に関する調査と社会的実践 —社会で取り組む万引き防止—』、ナカニシヤ出版。
- 大久保智生・時岡 晴美・岡田 涼 (他) 2014, 「店舗向け万引き防止対策講習会および万引き防止対策動画の効果の検討 —店舗での効果的な万引き対策推進のために—」『香川大学教育学部研究報告 (第 1 部)』、142、45-52 頁。
- Putnam, Robert D., 1993, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, (=2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造—』NTT 出版)。
- Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster, (=2006, 柴内康文訳『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』柏書房)。
- 志水宏吉・高田一宏編 2012, 『学力政策の比較社会学【国内編】—全国学力テストは都道府県に何をもたらしたか』明石書店。
- 志水宏吉 2014, 『「つながり格差」が学力格差を生む』亜紀書房。
- 田中純夫・田中奈緒子 1996, 「万引きで補導・検挙された少年の生活意識と犯行時の意識」『犯罪心理学研究』、34、1-16 頁。
- 渡部奈々 2011, 「パットナムのソーシャル・キャピタル論に関する批判的考察」『社会学論集』、Vol. 18 135-150 頁。